

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日の翌日)

目次

◇告

示

- 字の区域の新設等
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林(二件)
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 基本測量の終了

告

示

鳥取県告示第三百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区

域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

野坂字大曲り

同上の区域(昭和五十五年九月十七日現在の地番による。)

野坂字市場尻一五一の一部及びこれと一体をなす国有地、野坂字下河原一五二の六、一五二の八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字中河原三八三の一部、三八四の一の一部、三八五、三八六、三八七の一部、三九一の一部、三九二、三九三、三九四の一、三九四の二、三九五及びこれらと一体をなす国有地、大橋字三日月三九六から四〇一まで、四〇二の一部、四〇七の一部、四〇八及びこれらと一体をなす国有地、大橋字砂田四一一の一部、四二二の一部、四一三の一、四一三の二、四一四、四一五、四一六の一部、四一九の一から四一九の三までの一部、四二〇の一部、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字國重四七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大橋

	<p>字大曲りのうち四七五の一部、四七六の四から四七六の三までの一部、四七六次一の一部、四八六の一部、四八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大橋字上河原の全域、大橋字下河原のうち五四五の三の一部、五四七の一部、五四七の二の一部、五四七の四の一部、五四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮谷字上向田四六九から四七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮谷字河原田五〇六の一部、五〇六の二の一部、五〇七、五〇八の一部、五一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年九月十七日現在の地番による。）</p>
<p>大橋字上ノ畑</p>	<p>大橋字上ノ畑のうち二三五の一から二三五の三まで及び二二六の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大橋字前田</p>	<p>大橋字前田のうち二九二の一の一部、二九四の一部、二九四の一の一部、二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大橋字上ノ畑二三五の一から二三五の三まで及び二二六の一と一体をなす国有地並びに大橋字向田三二〇の一の一部、三二〇の三の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大橋字宮ノ前</p>	<p>大橋字宮ノ前の全域、大橋字前田二九二の一の一部、二九四の一部、二九四の一の一部、二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字向田三二〇の一の一部、</p>
<p>大橋字志町田</p>	<p>三二〇の三の一部、三二一の一、三二一の三、三二二の一部、三二三及びこれらと一体をなす国有地、大橋字志本橋三四〇の一の一部、三四〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大橋字中瀬三四三の三の一部、三四四の一部、三四五、三四六の一の一部、三四六の二、三四七、三四八の一部、三四八の一、三四九、三五〇、三五一の四から三五一の五まで、三五二の一、三五二の二、三五三、三五四及びこれらと一体をなす国有地、大橋字フケ三五六の二、三五七の四から三五七の六まで、三五八、三五八の一、三五八の二、三五九、三六〇の二から三六〇の三まで、三六一、三六二、三六二の一の一部、三六三の一部、三六四の一部、三六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字志町田三六七から三六九までの一部、三七〇の四の一部、三七〇の五の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、鳴字東河原一五三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに鳴字西河原一五四の一、一五四の二の一部、一五四の三の一部、一五四の四、一五八の一部、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大橋字志町田のうち三六七、三六八の一部、三六九の一部、三七〇の四の一部、三七〇の五の一部、三七二の一部、三七三から三七五まで、三七六の一部、三七七、三七八の一部、三七八の一、三七八の二、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大橋字志本橋三四〇の一の一部、三四一及びこれらと一体をなす国有地、大橋字中</p>

<p>宮谷字桑木原</p>	<p>嶋字東河原</p>	<p>大柵字大谷</p>	
<p>宮谷字桑木原のうち三九六の三、三九六の四、三九七から三九九まで及び四〇〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>嶋字東河原のうち一五三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、嶋字西河原一五四の三の一部、一五五の二、一五六の一部、一五六の二、一六九の二、一六九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに宮谷字桑木原三九六の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大柵字大谷のうち四三四、四三五の一、四三五の六、四五七、四五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五八及び四五九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>瀬三四二、三四三の一、三四三の二、三四三の三の一部、三四四の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大柵字中河原三八一の二の一部、三八一の二、三八二、三八三の一部、三八四の一部、三八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大柵字三日月四〇二の一部、四〇三から四〇五まで、四〇六の一、四〇六の二、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大柵字砂田四〇九、四一〇の一部、四一〇の二の一部、四一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大柵字松ノ木四二七から四二九までの一部、四三〇から四三三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大柵字大谷四三四の一部、四三五の一、四三五の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宮谷字前河原</p>	<p>宮谷字下向田</p>		
<p>宮谷字前河原のうち四三四の二の一部、四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三五の一と一体をなす国有地以外の区域並びに宮谷字今樋ノ口四〇七の一部、四〇九から四一一までの一部及びこれらと一体をなす</p>	<p>宮谷字下向田のうち四二二の一の一部、四二二の二の一部、四二二の四の一部、四二三の一部、四二四、四二五から四二七までの一部、四二八から四三一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮谷字桑木原三九六の三、三九七から三九九まで及び四〇〇の三と一体をなす国有地の一部、宮谷字今樋ノ口四〇一から四〇六まで、四〇七の一部、四〇八、四〇九から四一一までの一部、四一五の一部、四一六及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字前河原四三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三五の一と一体をなす国有地、大柵字中瀬三四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大柵字フケ三六〇の二から三六〇の三までの一部、三六二の二の一部、三六三の一部、三六三の二、三六四の一部、三六五の一部、三六六及びこれらと一体をなす国有地、大柵字老町田三六七の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字西河原一五四の二の一部、一五五の二、一五六の一部、一五六の二、一五七、一五七の二、一五八の一部、一五八の二の一部、一五九から一六六まで、一六六の二、一六七、一六八、一六九の二、一六九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>		

宮谷字上向田	国有地	<p>宮谷字上向田のうち四六九から四七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮谷字今樋ノ口四一の一、四二から四一四まで、四一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字下向田四二の一の一部、四二二の二の一部、四二二の四の一部、四二三の一部、四二四、四二五から四二七までの一部、四二八から四三一まで及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字前河原四五三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、宮谷字河原田五〇四、五〇五、五〇五の一から五〇五の三まで、五〇六の一の一部、五〇六の二の一部、五〇八、五〇八の一の一部、五〇九、五〇九の一から五〇九の五まで、五一一の一、五一一の三から五一一の一二まで、五一一の一部、五一一、五一一、五一一の四、五一一、五一一、五一一の五、五一一の六の二、五一一、五一一の一、五一一の二、五一一の三、五一一の四、五一一の五、五一一の六の二、五一一の二、五一一の二、五一一の五、五一一の三の一、五二五の一及びこれらと一体をなす国有地、大橋字寺町田三七二の一部、三七三から三七五まで、三七六の一部、三七七、三七八の一部、三七九の一、三七九の二、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字中河原三八一の一の一部、三八四の一部、三八四の一の一部、三八七の一部、三八八から三九〇まで、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大橋字下河原五四五の三の一部、五四七の一の一部、五四七の二の一部、五四七の</p>
宮谷字河原田	<p>四の一部、五四七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>宮谷字河原田のうち五〇四、五〇五、五〇五の一から五〇五の三まで、五〇六の一、五〇六の二、五〇七、五〇八、五〇八の一、五〇九、五〇九の一から五〇九の五まで、五一一の一、五一一の三から五一一の一二まで、五一一から五一一四まで、五一一四の一、五一一五、五一一六、五一一六の一、五一一六の二、五一一七、五一一八の一、五一一九の一、五二〇の一、五二〇の二、五二二の一、五二二の二、五二二の五、五二二の二、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野坂字薬研谷	<p>野坂字薬研谷のうち四内第一、五の二の一部、九、一〇、一〇の一、一一、一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>野坂字井戸のうち一二の一から一二の三までの一部、一八の一部、一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野坂字薬研谷四内第一、五の二の一部、九、一〇、一〇の一、一一、一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四と一体をなす国有地の一部、野坂字大所八八の一、八八の二、九一、九三の一、九四、九五、九六内第一、九六の二、九七の二、九八の二、九九の二、九九の三及びこれらと一体をなす国有地、野坂字寺之元一一三の一の一部及びこれと一体をなす国有地、野坂字市場尻一三</p>

野坂字大所	九の一部分、一四〇の一部分、一四三の一部分、一四四の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大柵字松ノ木四二五の一部分及びこれと一体をなす国有地、大柵字大谷四三四の一部分、四五七の一部分、四五八の一部分及びこれらと一体をなす国有地並びに四五八及び四五九と一体をなす国有地の一部分並びに大柵字河除四六〇の一部分、四六一、四六二の一部分、四六二の一部分、四六三の一部分、四六四の一部分及びこれらと一体をなす国有地
野坂字寺之元	野坂字大所のうち八八の一、八八の二、九一、九三の一、九四、九五、九六内第一、九六の二、九七の二、九八の二、九九の二、九九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 野坂字寺之元のうち一一三の一、一一四、一一五の二、一一三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
野坂字市場尻	野坂字市場尻のうち一三九の一部分、一四〇の一部分、一四三の一部分、一四四の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野坂字井戸一一二の二から一一三までの一部分、一八の一部分、一九の一部分及びこれらと一体をなす国有地、野坂字寺之元一一三の二の一部分、一一四、一一五の二、一一三〇の二及びこれらと一体をなす国有地、野坂字下河原一五二の八の一部分及びこれと一体をなす国有地、大柵字砂田四一〇の一部分、四二〇の二の一部分、四二一の一部分、四二二の一部分、四二六の一部分、四二七、四二七次一、四一八、四一九の二から四一九の三までの一部分

野坂字下河原	四二〇の一部分、四二一、四二二の一部分、四二三、四二四及びこれらと一体をなす国有地、大柵字松ノ木四二五の一部分、四二六、四二七から四二九までの一部分及びこれらと一体をなす国有地、大柵字大谷四三四の一部分、四五七の一部分、四五八の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大柵字河除四六〇の一部分、四六一、四六二の一部分、四六三の一部分、四六四の一部分、四六五から四六九まで及びこれらと一体をなす国有地、大柵字國重のうち四七二の二の一部分及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大柵字大曲り四七五の一部分、四七六の二から四七六の三までの一部分、四七六次一の一部分、四八六の一部分、四八七の一部分及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	大柵字向田、大柵字老本橋、大柵字中瀬、大柵字フケ、大柵字中河原、大柵字三日月、大柵字砂田、大柵字松ノ木、大柵字河除、大柵字國重、大柵字大曲り、大柵字上河原、大柵字下河原、嶋字西河原及び宮谷字今樋ノ口

鳥取県告示第三百五十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土

地改良事業に係る高草地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目三〇二の二、三〇七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百五十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六の三、一二九六の四、大字泊字後島一四二二の二、一四二二の九

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字下釜谷陰地山一七五八の一（次の図に示す部

八 二 百 二 十	村岡 忠道	東伯郡大栄町大字上種二五七の二	〃	村岡忠道苗	東伯郡大栄町大字上種
七 二 百 二 十	足立 榮一	東伯郡赤碕町大字太一垣四〇八	穂の採取並びに幼苗及び木の育苗	足立苗畑	東伯郡赤碕町大字太一垣
登 録 番 号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地

鳥取県告示第三百五十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

分に限る。）一七五八の八、一七五八の九、字安右衛門谷尻山一七六四の二、一七六四の三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地及び河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

九 二 百 二 十	絹谷 正雄	日野郡日南町宮内九二〇の二	〃	絹谷苗圃	日野郡日南町宮内
二 百 三 十	遠藤 頼穂	日野郡日南町花口一〇三四の一	〃	遠藤頼穂苗	日野郡日南町花口
一 二 百 三 十	長谷川 彰良	日野郡日南町花口一〇七の一	〃	長谷川彰良苗	日野郡日南町花口

鳥取県告示第三百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域 岩美町

三 終了年月日 昭和五十六年三月十日